

インターハイサッカー男子競技固定開催に合わせたＪヴィレッジ魅力発信業務委託仕様書 (公募用)

この仕様書は、福島県（以下、「発注者」という。）が「インターハイサッカー男子競技固定開催に合わせたＪヴィレッジ魅力発信業務委託」（以下、「本業務」という。）の仕様等に関し、必要な事項を定めるものである。

1 委託業務名称

インターハイサッカー男子競技固定開催に合わせたＪヴィレッジ魅力発信業務委託

2 事業目的

インターハイサッカー男子競技の固定開催を絶好の魅力発信の機会と捉え、県内外にＪヴィレッジの魅力を発信するとともに、来場者からＪヴィレッジ開催についての高評価をいただくことで、令和８年度以降の固定開催につなげる。

3 履行期間

契約日（令和６年４月１日）～令和６年１１月２９日

4 業務内容

(1) 大会における快適な環境の提供

- ・ 大会は猛暑期間（７月下旬～８月上旬）に実施されるため、選手や来場者の健康管理維持につながる冷房機能のある休憩所等の設備を提供すること。
※ 単なる休憩所等の設置による快適な環境の提供に留まらず、本県の先進的取組（再生可能エネルギー等）の発信につながる設備（燃料電池バス等）とすること。
- ・ 実施期間はＪヴィレッジで試合が開催されている３日間とする。

(2) Ｊヴィレッジの魅力発信につながるスタンプラリーの実施

- ・ Ｊヴィレッジ施設や周辺施設の周遊を通して、震災からの復興のあゆみや、Ｊヴィレッジの魅力を体感できるスタンプラリーを実施すること。
（例）震災からの復興の歴史が学べる「Ｊヴィレッジストリート」
オリンピック・パラリンピック委員会から寄附された「復興モニュメント」
再生可能エネルギー由来の設備である「小型風車」
県産食材を用いた魅力的な料理を味わえる「レストラン アルパインローズ」
Ｊヴィレッジの名所である「蹴球神社」
- ・ スタンプラリーの景品（１,０００人分）を用意すること。
※ 景品の単価は５００円以内とする。
- ・ 実施期間はＪヴィレッジで試合が開催されている６日間とする。

(3) 県内への情報発信による機運醸成

- ・ 広く県内にJヴィレッジでインターハイサッカー男子競技が開催されていること、及び当イベントを周知すること。以下の必須業務のほかについては、提案すること。
(必須業務) PRチラシの作成、県内の中学校・高校へのチラシ送付(送付方法については発注者と調整すること)、新聞折込

5 業務体制・著作権

(1) 業務体制

受注者は以下の内容を踏まえた体制で本業務に臨むこと。

ア 本業務に関わる責任者及び担当者については、事業開始前に書面にて報告すること。また、本業務の趣旨・内容を十分に理解し、かつ、業務遂行に必要な知識・能力・経験を有する要員を配置すること。

イ スケジュール管理を徹底するため、発注者との打ち合わせを密に実施すること。

(2) 著作権

ア 本業務により製作される成果物の著作権は発注者に属するものとし、成果品の構成材(写真やイラスト等)については、発注者が二次的著作物を作成し、利用することができるものとする。

イ 印刷物、看板、サイン等において使用する素材等において、他者の著作権その他の権利が及ぶものの使用は可能な限り避けること。なお、これらを使用する際には、受注者において、権利者から事前に二次使用を含めた仕様の許諾及び事後において権利の主張を行わない旨の許諾を得るものとする。

6 経費負担

本業務の実施に係る一切の経費は、本業務委託料で対応すること(施設利用料を含む)。ただし、受注者の責めに帰す理由で発生したキャンセル料や遅延損害金等は本業務委託料の対象としない。

7 提出書類

受注者は、次の書類を発注者の指定する日までに提出しなければならない。

- (1) 着手届(様式1)
- (2) 業務工程表(任意様式)
- (3) 完了報告書(様式2)
- (4) その他、発注者が必要と求めるもの

8 成果品

受注者は、委託業務を完了したときは、速やかに成果品として実績報告書（様式3）と以下の内容を記載した書類を発注者に提出しなければならない。

- (1) イベントの企画運営に関する内容
- (2) イベント当日の写真
- (3) その他発注者が必要と認めるもの

9 契約に関する条件等

- (1) 無料サービスの原則

原則として手数料若しくはこれに類する費用の徴収は禁止する。

- (2) 再委託の禁止

本事業の全部又は一部であっても発注者の承認を得ることなく第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

10 受注者の責務

- (1) 本業務に関するトラブル等に関しては、受注者が責任を持って対応すること。
- (2) 受注者は、個人情報の保護や労働基準法、労働関係調整法、労働契約法等の諸法令を遵守すること。
- (3) 本事業を通して知り得た個人情報については、他に漏洩してはならない。
- (4) 個人情報については、他の目的で使用する事及び売買することを禁止する。
- (5) 上記(3)及び(4)については、本事業の委託契約が終了した後も同様である。なお、個人情報が記載された資料については、事業完了後、発注者に返還すること。
- (6) 委託業者に関連する書類・領収書等は、委託事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から5年間保存するものとする。

11 その他

仕様に定めのない事項、疑義が生じたときは、発注者・受注者協議の上、決定するものとする。

ただし、明示のない事項であっても、社会通念上当然必要と考えられるものについては、本業務に含まれるものとする。